じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせい <u>(1) 重度心身障害者医療費助成</u>

対象者	持参	申請先
	けんこうほけんしょう ・健康保険証 がくしゅしょうがいしゃてちょう ・各種障害者手帳 ょきんつうちょう ・預金通帳	いりょう 医療 じょせいかかり 助成係

こうきこうれいしゃいりょうせいど (2) 後期高齢者医療制度

対象者	持参	申請先
65歳以上で、次のいずれかに該当するかたしんたいしょうがいしゃてちょう きゅう いちぶ ・身体障害者手帳1~3級、4級の一部 りょういくてちょう はんてい ・療育手帳A判定 せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう ・精神障害者保健福祉手帳1・2級	* 健康保険証 * 健康保険証 * 各種障害者手帳 * 表達 かつうちょう * 預金通帳	いりょう 医療 じょせいかかり 助成係

じりっしぇんいりょう こうせいいりょう **(3) 自立支援医療(更生医療)**

対象者	ない 内 容	申請先
18歳以上で身体障害者手帳の こうぶ。 交付を受けているかたで身体の		
	製として1割の自己負担となりますが、 世帯の所得状況などに応じて一月の自己 負担上限額が異なります。	福祉係

じりっしぇんいりょう いくせいいりょう *(4) 自立支援医療(育成医療)*

対象者	sv 内 容	申請先
保護者が芦別市内に住所を有する18歳未満の		
児童で、身体に障がいを有するかた、また	て、必要な医療が受けられま	
は、現存する疾患が、当該障がいまたは疾患	す。治療にかかった費用は	ふくしかかり 福祉係
にかかる医療を行わないときは、将来障が		田江不
いを残すと認められるかたで、手術などによ	所得状況などに応じ自己	
って障がいの改善が見込まれるかた	^{ふたん} 負担があります。	

じりっしぇんいりょう せいしんつういんいりょう *(5) 自立支援医療(精神通院医療)*

対象者	h 内 容	申請先
たったいではないではないではないではないではなった。 中毒性精神ではなった。 中毒性精神病・ 中毒性精神病・ かい・ 精神病でである。 かんしつかん ゆういんちりょう の他の精神疾患を有し、医師から通院治療を続ける必要があるを認められたかた	おいじゅっしまたいのようきかん 指定自立支援医療機関において、通院によ かっよう る必要な医療が受けられます。治療にかか った費用は原則として1割の自己負担とな りますが、世帯の所得状況などに応じて でして2 の自己負担上限額が異なります	ふくしかかり 福祉係

